

令和5年6月14日

団体 和泉中央南ハイツ自治会
代表者 佐藤 茂 様

日頃よりお世話になっております。

御提出いただきました、地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請について、補助金の交付を決定いたしましたので、「令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書」を送付いたします。

補助金については6月下旬の振り込みの予定となっておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

また、令和4年度補助金の執行状況についても確認ができましたので「令和4年度地域活動推進費補助金額確定通知書」を併せて送付いたします。

泉区地域振興課地域活動支援担当

担当：三浦 TEL800-2391

団体名 和泉中央南ハイツ自治会
代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 山口 賢



令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

令和5年5月8日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 103,600円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定(確定)額 0円

《積算内訳》

(地域防犯灯数)	(補助単価)	(補助金額)
0灯×	@2,200円=	0円

3 交付時期

適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は 前金払、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

- ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。
- イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。
- ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
 - ② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - ③ その他区長が必要と認めたとき。
- エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。
 - ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 補助金の他の用途への使用をしたとき。
- オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

- ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書(第6号様式)を区長に提出してください。
- イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。
- ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と(補助対象経費-基礎的支援費)に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

団体名 和泉中央南ハイツ自治会
代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 山口 賢



令和4年度地域活動推進費補助金額確定通知書

令和5年5月8日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

109,200 円

泉区地域振興課地域活動支援担当
担当：田村、三浦 ☎ 800-2391